

新型コロナウイルス感染症に係る学生寮及び国際交流会館の対応指針

学生寮及び国際交流会館において、新型コロナウイルス感染症の対応は以下のとおり行うものとする。

1 感染予防対策

入居者の居室以外でのマスクの着用、手洗いや手指の消毒の励行、人と人との距離を取ることを徹底させる。

2 感染が確認された場合

感染者の居室及び共有スペースの消毒は、本学の定める「新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針」に基づき、保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長の指示の下行う。

なお、必要に応じて、保健所の指示に従う。

① 完全個室でない寮（北辰寮及び紫苑寮）

共有スペースの台所、談話室、面会室、ランドリー室等可能なものについては、全て使用停止とする。衛生上必要なもの（浴室・トイレ等）については、消毒、衛生面に注意した上で、利用する。

② 完全個室（浴室・トイレ等完備）の寮（清明寮、白揚寮、啓明寮及び国際交流会館）

共有スペースの食堂、談話室、面会室、ランドリー室等可能なものについては、全て使用停止とする。

③ 入居者全員の健康観察と行動観察の記録の徹底を促す。

④ 保健管理センターが窓口となり、感染者の状況を随時確認する。

3 濃厚接触者と特定された場合（濃厚接触者の特定は、保健所が行う。）

濃厚接触者の居室及び共有スペースの消毒は、本学の定める「新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針」に基づき、保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長の指示の下行う。

なお、必要に応じて、保健所の指示に従う。

① 完全個室でない寮（北辰寮及び紫苑寮）

共有スペースの台所、談話室、面会室、ランドリー室等可能なものについては、全て使用停止とする。衛生上必要なもの（浴室・トイレ等）については、濃厚接触者と接触しないよう動線を分ける等の配慮を行った上で、利用可能にする。

動線を分けることが困難な場合は、清明寮等の空き室を濃厚接触者の一時的な待

機場所にする等保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長に相談の上、キャンパス長の判断で行う。

- ② 完全個室（浴室・トイレ等完備）の寮（清明寮，白揚寮，啓明寮及び国際交流会館）共有スペースの食堂，談話室，面会室，ランドリー室等可能なものについては，全て使用停止とする。

なお，濃厚接触者は居室内に待機する。

- ③ 入居者全員の健康観察と行動観察の記録の徹底を促す。
- ④ 保健管理センターが窓口となり，濃厚接触者の状況を随時確認する。

4 クラスターが発生した場合

- ① 保健所から感染が終息したと確定されるまでは，入居者全員を入居場所に待機とする。
- ② 保健所と相談の上で，本学の定める「新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針」に基づき，保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長の指示の下，消毒を行う。
- ③ 入居者全員の健康観察と行動観察の記録の徹底を促し，状況を確認する他，食事の補助や心のケア等の生活支援を行う。
- ④ 入居者から，疾患を持っている等の理由で一時的に寮を離れることの希望があった場合には，保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長に相談の上，キャンパス長が許可する。

5 制限された共有スペース等の利用再開について

保健所の指示に基づき，保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長の意見を聴いて各キャンパス長が判断する。

【参考】濃厚接触者の定義（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和 2 年 5 月 29 日版・国立感染症研究所 感染症疫学センター）から抜粋

●「濃厚接触者」とは，「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち，次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内，航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察，看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で，必要な感染予防策なしで，「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。